

第一百九十二回

参議院厚生労働委員会議録第八号

(一〇五)

平成二十八年十一月二十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十二日

辞任

自見はなこ君

補欠選任

こやり隆史君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

羽生田 俊君

島村 大君

そのだ修光君

高階恵美子君

足立 信也君

山本 香苗君

石井みどり君

小川 克巳君

太田 房江君

木村 義雄君

こやり隆史君

馬場 成志君

藤井 基之君

三原じゅん子君

宮島 喜文君

石橋 通宏君

川合 孝典君

川田 龍平君

牧山ひろえ君

熊野 正士君

谷合 正明君

倉林 明子君

東 徹君

福島みづほ君

○委員長(羽生田俊君) 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案につきまして、自由民

主党・民進党・新緑風会・公明党・日本維新の

会・希望の会(自由・市民)及び無所属クラブを

代表し、その提案の理由及び内容の概要を御説明

申し上げます。

児童が心身共に健やかに養育されるためには、

家庭や家庭と同様の環境での養育の推進を図ること

が必要であります。実親による養育が困難な児

童に対し、養育者との永続的な関係に基づいて行

われる家庭における養育を確保する養子縁組は、

子供の健全な育成を図る上で重要な役割を果たす

ことが期待されております。

本年の児童福祉法の改正により、全て児童は、

適切な養育を受け、心身の健やかな成長及び発

達、自立等が保障される権利を有する旨が規定さ

れ、また、国及び地方公共団体の責務として、家

庭における養育が困難な児童に対する家庭と同様

の養育環境における養育の推進等が明記されました。

あわせて、児童を養子とする養子縁組に関する相談支援が都道府県の業務として位置付けられ

るとともに、政府は、法施行後速やかに、特別養

子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加

え、必要な措置を講ずることとされております。

しかし、我が国では、社会的養護を必要とする

児童の約九割が施設に入所しており、児童を養子

とする養子縁組の成立件数は僅かにすぎません。

また、児童を養子とする養子縁組に際し、民間の

養子縁組あつせん事業者が大きな役割を果たして

いる一方で、一部の民間あつせん事業者が不当に

営利を図り、若しくは適正に養子縁組のあつせん

を行わないなど、不当な行為をする事案が生じて

おります。

○山本香苗君 発議者山本香苗君から趣旨説明を聴取いたしました。

○山本香苗君 ただいま議題となりました民間

福島みづほ君 本法律案は、これらの状況を踏まえ、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の

保護を図ることとともに、あわせて民間あつせん機関

による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、

もつて児童の福祉の増進に資するため、養子縁組

あつせん事業を行う者について許可制度を実施

し、その業務の適正な運営を確保するための措置

を講じようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し

上げます。

第一に、民間あつせん機関による養子縁組の

あつせんは、児童の最善の利益を最大限に考慮

し、これに適合するとともに、可能な限り日本国

内において児童が養育されることとなるよう行わ

れなければならないこととしております。

第二に、養子縁組あつせん事業を行おうとする

者は、都道府県知事の許可を受けなければならな

いこととし、民間あつせん機関は、厚生労働省令

で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、実

費その他の手数料又は報酬を受けてはならないこ

ととするほか、国や地方公共団体による財政上の

措置その他の民間あつせん機関に対する支援等に

ついて定めることとしております。

第三に、民間あつせん機関は、養親希望者が児

童の養育を適切に行うために必要な研修を修了し

ていない者等であるときは、当該養親希望者に對

する養子縁組のあつせんを行つてはならないこと

とするほか、養子縁組のあつせんに係る業務とし

て、相談支援、児童の父母等の同意、縁組成立前

養育、都道府県知事への報告、養子縁組の成立後

の支援等について定めることとしております。

第四に、厚生労働大臣は、民間あつせん機関が

適切に養子縁組のあつせんに係る業務を行つた

ための指針を公表するものとし、国及び地方公

共団体は、養子縁組のあつせんに係る制度の周知

第五に、許可を受けないで養子縁組あつせん事

業を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下
の罰金に処することとしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の
日から起算して二年を超えない範囲内において政
令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要
であります。

○委員長(羽生田俊君) 以上で趣旨説明の聽取は
終わりました。

○委員長(羽生田俊君) 以上で趣旨説明の聽取は
終わりました。——別に御発言もないようですが、
これより質疑に入ります。——別に御発言もない
ようですから、これより討論に入ります。——
別に御意見もないようですが、これより直ちに
採決に入ります。

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに
係る児童の保護等に関する法律案に賛成の方の手
を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(羽生田俊君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 児童 十八歳に満たない者をいう。

二 養親希望者 養子縁組によつて養親となる
ことを希望する者をいう。

三 養子縁組のあつせん事業 養親希望者と児童と
の間の養子縁組をあつせんすることをいう。

四 養子縁組のあつせん事業 養子縁組のあつせ
んを業として行うことをいう。

五 民間あつせん機関 第六条第一項の許可を
受けた養子縁組のあつせん事業を行ふ者をい
う。

(児童の最善の利益等)

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託され
た。

一、民間あつせん機関による養子縁組のあつせ
んに係る児童の保護等に関する法律案(島村
大君外八名発議)

民間あつせん機関による養子縁組のあつせん

に係る児童の保護等に関する法律案

民間あつせん機関による養子縁組のあつせ
んに係る児童の保護等に関する法律

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 民間あつせん機関の許可等(第六条—
第二十二条)

第三章 養子縁組のあつせんに係る業務(第二
十三条—第三十六条)

第四章 雜則(第三十七条—第四十三条)

第五章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 民間あつせん機関及び児童相談所の連携及び
協力

第三章 民間あつせん機関による養子縁組のあつせ
んについては、当該民間あつせん機関並びに
他の民間あつせん機関及び児童相談所は、児童
の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあつ
せんに必要な情報を持続的かつ適切に収集し、
相互に連携を図りながら協力するように努めな
ければならない。

第四章 民間あつせん機関による養子縁組のあつせ
んに必要な情報を持続的かつ適切に収集し、
相互に連携を図りながら協力するように努めな
ければならない。

第五章 民間あつせん機関は、その業務に関し、
児童、児童の父母(児童の出生により当該児童
の父母となるべき者を含む。以下同じ。)、養親
希望者その他の関係者の個人情報(以下この条
において「児童等の個人情報」という。)を収集
し、保管し、又は使用するに当たっては、その
業務の目的の達成に必要な範囲内で児童等の個
人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲
内でこれを保管し、及び使用しなければならな
い。ただし、本人の同意がある場合その他正当
な事由がある場合は、この限りでない。

第六章 国、都道府県及び市町村以外の者は、養
子縁組のあつせん事業を行おうとするときは、當
該養子縁組のあつせん事業を行おうとする事業所
の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け

第三条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせ
んは、児童の福祉に関する専門的な知識及び
技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考
慮し、これに適合するように行われなければならない。

2 民間あつせん機関による養子縁組のあつせ
んは、可能な限り日本国内において児童が養育さ
れることとなるよう、行われなければならない。
3 民間あつせん機関及び児童相談所の名称
及び所在地

4 第三十六条第一項の規定により選任する養
子縁組のあつせん責任者の氏名及び住所並びに
経歴

5 その他厚生労働省令で定める事項

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。

一 法人にあつては、定款その他の基本約款を
記載した書類

7 二 養子縁組のあつせん事業の実施方法を記載し
た書類

8 三 養子縁組のあつせん事業を行う事業所ごとの
当該養子縁組のあつせん事業に係る事業計画書

9 四 申請者の財産目録(貸借対照表、収支計算
書又は損益計算書)その他の当該申請に係る養
子縁組のあつせん事業を行うのに必要な経理的
な書類

10 五 養子縁組のあつせんに関し手数料を徴収す
る場合にあつては、当該手数料の算定の基準
を記載した書類であつて厚生労働省令で定め
るもの

11 六 その他厚生労働省令で定める書類

12 第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申
請が次に掲げる基準に適合していると認めるとき
は、同項の許可をしなければならない。

13 一 養子縁組のあつせん事業を行うのに必要な經
理的基礎を有すること。

14 二 養子縁組のあつせん事業を行う者(その者が
法人である場合にあつては、その経営を担当

なければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げ
る事項を記載した申請書を都道府県知事に提出
しなければならない。

3 法人にあつては、その役員の氏名及び住所並びに
経歴

4 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

する役員)が社会的信望を有すること。

三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。

四 養子縁組あつせん事業の経理が他の經理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五 営利を目的として養子縁組あつせん事業を行おうとするものでないこと。

六 脱税その他不正の目的で養子縁組あつせん事業を行おうとするものでないこと。

七 個人情報を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あつせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可のための審査に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、申請に係る養子縁組あつせん事業の実施に係る体制について申請者に対し説明を求め、及び実地の調査を行うものとする。(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対するは、第六条第一項の許可をしてはならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わら起算して五年を経過しない者
- 四 この法律、児童福祉法昭和二十二年法律第一百六十四号)、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)その他の国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なった日から起算して五年を経過しない者

五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

六 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

七 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

八 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(手数料)

第九条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあつせんに關し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けではならぬ。

2 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあつせんに關し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けではならぬ。

3 都道府県知事は、前項に規定する許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときには、当該更新を受けた許可の有効期間(満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あつせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならぬ。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第六条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第六条第二項及び第三項、第七条第二項並びに第八条(第六号を除く。)の規定は、第一項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

第十二条 都道府県知事は、民間あつせん機関が適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に關し、情報の提供を行わなければならぬ。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を一応し、許可証を交付しなければならない。

(許可証)

第十一条 都道府県知事は、第六条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせん事業を行う事業所の数に

1 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を一応し、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を一応し、許可証が滅失したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を一応し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第十二条 第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第十二条 第六条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときには、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あつせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新を受けなければならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第六条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第六条第二項及び第三項、第七条第二項並びに第八条(第六号を除く。)の規定は、第一項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

第十三条 民間あつせん機関は、第六条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

この場合において、当該変更に係る事項が養子縁組あつせん事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書

その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により養子縁組あつせん事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

3 民間あつせん機関は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(事業の廃止)

第十四条 民間あつせん機関は、養子縁組あつせん事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第六条第一項の許可は、その効力を失う。

(改善命令)

第十五条 都道府県知事は、民間あつせん機関が、その業務に關し、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するためには必要があると認めるときは、当該民間あつせん機関に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、民間あつせん機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

1 第八条各号(第六号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

2 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

3 第十二条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、民間あつせん機関が前項第

二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて養子縁組あつせん事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第十七条 民間あつせん機関は、自己の名義をもつて、他人に養子縁組あつせん事業を行わせてはならない。

(帳簿の備付け等)

第十八条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに係る業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(帳簿の引継ぎ)

第十九条 民間あつせん機関は、第十六条第一項の規定により第六条第一項の許可を取り消されたとき、第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けなかつたとき又は養子縁組あつせん事業を廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保存に係る前条の帳簿を、都道府県知事又は他の民間あつせん機関に引き継がなければならぬ。

2 前項の規定により同項の帳簿の引継ぎを受けた民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、その帳簿を保存しなければならない。

(事業報告)

第二十条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせん事業を行ふ事業所ごとの養子縁組あつせん事業に係る事業報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十一条 民間あつせん機関は、その行う養子縁組のあつせんに係る業務の質について、自ら評価を行うとともに、厚生労働省令で定めるところにより、評価機関(養子縁組のあつせんに係る業務についての評価を行う機関として厚生労働省令で定める者をいう。)による評価を受

け、それらの結果を公表しなければならない。

2 民間あつせん機関に対する支援

第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あつせん機関を支援するために必要な財政上の措置、対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三章 養子縁組のあつせんに係る業務

(相談支援)

第二十三条 民間あつせん機関は、養子縁組のあつせんに係り、児童の父母、児童の父母以外の者で児童を現に監護するもの、養親希望者、児童等を支援するため、これらの者に対し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(養親希望者による養子縁組のあつせんの申込み等)

第二十四条 民間あつせん機関は、養親希望者から養子縁組のあつせんの申込みがあった場合に於いて、その申込みの内容が法令に違反するところにより、その申込みに係る契約の締結を拒んではならない。

2 民間あつせん機関は、児童のためにする養子縁組のあつせんの申込みがあつたときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

一 養子縁組のあつせんの申込みをした者の氏名、生年月日及び住所並びに児童との関係

二 児童の氏名、生年月日、性別及び住所

三 児童の父母の氏名、生年月日及び住所

四 前号に掲げる者以外に児童の法定代理人となるべき者を含む。以下同じ。又は児童についての監護の権利を有する者がある場合にあつては、その者の氏名、生年月日及び住所

五 児童の監護の状況

六 その他の厚生労働省令で定める事項

二 養親希望者の同居人がある場合にあつては、当該同居人の氏名、生年月日及び性別並びに養親希望者との関係

第三章 養親希望者の職業、収入及び経歴

四 養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況

五 その他の厚生労働省令で定める事項

第三章 養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況

五 その他の厚生労働省令で定める事項

第三章 養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況

五 その他の厚生労働省令で定める事項

同居人が第二号から第四号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあつせんを行つてはならない。

二 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童福祉法、児童買春、児童ボ
ルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童
の保護等に関する法律その他国民の福祉に関
する法律で政令で定めるものの規定により罰
金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は
執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規
定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の規
定する被指置児童等虐待を行つた者そ
の他児童の福祉に関し著しく不適当な行為を
した者

五 執行を受けることになるまでの者

六 第二十四条第二項又は第三十条の規定によ
る確認に協力することについて同意しない者
(児童の父母等の同意)

七 第二十七条 民間あつせん機関は、民法(明治二
十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一
項に規定する特別養子縁組(以下「特別養子縁
組」という。)に係る養子縁組のあつせんを行
うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望
者の選定を行つことについて、厚生労働省令で
定めるところにより、次に掲げる者から同意を
得なければならない。

八 当該養子縁組のあつせんに係る児童の父母
せんに係る児童についての監護の権利を有す
る者がある場合には、当該者

項及び第八項において同じ。)に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。
一 当該養子縁組のあつせんに係る児童の法定代理人
二 前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあつせんに係る児童の父又は母
三 当該養子縁組のあつせんに係る児童の父又は母
4 民間あつせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる者から同意を得なければならない。
5 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる者から同意を得なければならない。
6 民間あつせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立
7 民間あつせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあつせんを行うときは、養親希望者に由る養子縁組の成立前の児童の養育(以下「縁組成立前養育」という。)に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、当該養子縁組のあつせんに係る児童から同意を得なければならない。
8 民間あつせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあつせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。
9 民間あつせん機関は、特別養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、当該者
10 民間あつせん機関は、前各項の同意を得るに
11 第一項から第九項までの規定は、民間あつせん機関が、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者から、第一項から第九項までの同意を得ることを妨げるものではない。
12 第一項から第九項までの同意をした者は、養子縁組のあつせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、厚生労働省令で定めるところにより、その同意を撤回することができる。
(養子縁組のあつせんに係る児童の養育)
第二十八条 民間あつせん機関は、養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者から当該児童を委託された場合には、養親希望者が当該児童の養育を開始するまでの間、当該児童が適切に養育されるよう必要な措置を講じなければならない。
第三十九条 民間あつせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあつせんを受けることを養親希望者が希望する場合には、養親希望者に縁組成立前養育を行わせなければならない。
4 民間あつせん機関は、縁組成立前養育が行われる場合において、縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることができることとされる者から、第一項から第九項までの同意を得ることを妨げるものではない。
5 民間あつせん機関は、次に掲げる場合には、養親希望者に対し、縁組成立前養育の中止を求めなければならない。
一 縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることができることが児童の最善の利益に適合しないと認めるに至ったとき。
二 第二十七条第七項から第九項までの同意が撤回されたとき。
三 前二号に掲げる場合のほか、児童と養親希望者との間で養子縁組が成立する見込みがないこと等により、縁組成立前養育を継続させることができないと認めるに至ったとき。
(養子縁組の成否等の確認)
第三十条 民間あつせん機関は、その行つた養子縁組のあつせんに關し、次に掲げる事項を確認しなければならない。
一 民間あつせん機関から、第三十二条第一項又は第二項の規定による報告を行うための協力その他児童の監護の状況等を把握するための協力を求められたときは、その求めに応ずること。
二 当該養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者
三 民間あつせん機関から、第五項の規定により縁組成立前養育の中止を求められたとき
は、当該縁組成立前養育を中止し、児童を民間あつせん機関に引き渡すこと。
三 その他厚生労働省令で定める事項

組に係る児童の監護の状況その他厚生労働省令で定める事項

(縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置)

第三十一条 民間あつせん機関は、第二十九条第五項の規定により養親希望者に対して縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引渡しを受けて、当該児童についての監護の権利を有する者に引き渡すこと、児童相談所に児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告を行うことその他の児童の保護のための適切な措置を講ずるものとする。

(都道府県知事への報告)

第三十二条 民間あつせん機関は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日から一月以内に、都道府県知事に報告しなければならない。

一 養親希望者との養子縁組のあつせんに係る契約の締結 第二十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 縁組成立前養育の開始 第二十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項、第二十

五条第二項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項

三 第二十九条第五項各号に掲げる事由(縁組成立前養育が行われている場合に限る) 当該事由の内容その他厚生労働省令で定める事項

四 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始 第二号に掲げる事項(縁組成立前養育が行われていない場合に限る)その他厚生労働省令で定める事項

五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項

六 民間あつせん機関は、当該養子縁組の成立の日から六月が経過したときは、その経過した日から一月以内に、第三十条第三号に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る養親希望者が児童の養育を開始したときは、その養育を開始した日から一月以内に、当該児童の居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(養子縁組の成立後の支援)

第三十三条 民間あつせん機関は、その行つた養子縁組のあつせんについて、養子縁組の成立後において、養子となつた者(養親となつた者又は養子となつた者若しくは実母を支援する者等)による養育が開始されるまでの間、当該養親希望者等に対し、当該児童の心身の状況に關し、当該児童の養育に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

(養親希望者等への情報の提供)

第三十四条 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る児童について養親希望者又は養親となつた者(以下この条において「養親希望者等」という)による養育が開始されるまでに、当該養親希望者等に対し、当該児童の心身の状況に關し、当該児童の養育に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者等に対し、

養子縁組のあつせんに係る児童の父母に關する情報(当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。)として厚生労働省令で定めるものを提供してはならない。

(秘密を守る義務等)

第三十五条 民間あつせん機関及びその代理人、

使用者その他の従業者は、正当な理由なく、そ

の業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。民間あつせん機関及びその代理人、使用者その他の従業者でなく

なつた後においても、同様とする。

他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。民間あつせん機関及びそ

の代理人、使用者その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

(養子縁組のあつせんに係る責任者)

第三十六条 民間あつせん機関は、事業所ごとに、当該事業所に係る養子縁組のあつせんに係る業務を適正に実施するため、養子縁組あつせん責任者を選任しなければならない。

2 養子縁組あつせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あつせん事業に関する熟意及び能力を有し、かつ社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならぬ。

3 第四章 雜則
(指針)

第三十七条 厚生労働大臣は、民間あつせん機関が適切に養子縁組のあつせんに係る業務を行つたために必要な指針を公表するものとする。(指導及び助言)

第三十八条 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、民間あつせん機関に對し、その業務の適正な運営を確保するためには必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第三十九条 都道府県知事は、この法律を施行するためには必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、民間あつせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(経過措置の命令への委任)

第四十二条 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所屬の職員に、民間あつせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(第五章 罰則)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

検査のために認められたものと解釈してはならない。

(養子縁組のあつせんに係る制度の周知)

第四十条 国及び地方公共団体は、児童に対する養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育の機会の確保に資するよう、養子縁組のあつせんに係る制度の周知のための措置を講ずるものとする。

(大都市等の特例)

第四十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下この条において「児童相談所設置市」という)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下この条において「指定都市等」という)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に關する規定は、指定都市等(以下この条において「児童相談所設置市」という)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下この条において「指定都市等」という)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に關する規定は、指定都市等に適用があるものとする。

(第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪

する。

一 第六条第一項の許可を受けないで養子縁組

あつせん事業を行つた者

二 偽りその他不正の行為により、第六条第一

項の許可又は第十二条第二項の規定による許

可の有効期間の更新を受けた者

三 第十六条第二項の規定による事業の停止の

命令に違反した者

四 第十七条の規定に違反した者

第五条 次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反した者

二 第十五条の規定による命令に違反した者

三 第四十六条次の各号のいづれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第四十五条次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

五 第十三条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして提出した者

六 第六条第二項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第六条第三項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

七 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第十八条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条若しくは第十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

九 第三十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

十 第三十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十一 第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九

第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

附則

うことができる。

(施行前の準備)

都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、第七条及び第八条の規定の例により、その許可を受けることができる。

第三条 第六条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その許可を受けることができる。

第四条 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に處する。

第五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(平成二十八年法律第^二号)に規定する
養子縁組あつせん事業

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

うことができる。

(うことができる)

うことができる。

<p

平成二十八年十一月八日印刷

平成二十八年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K